

解説します！『議会基本条例』

Q 議会基本条例って何？

A 議会基本条例は、議員の役割や議会の基本的な事項を定めている条例です。
議会における最高規範となるものです。



Q 議会基本条例は、なぜ制定されるようになったの？

A 地方分権が進み、議会が担う役割と権限が大きくなる中で、地方議会自らが議会の充実や活性化、議会改革の取組を積極的に行うようになり、その大きな柱として条例制定の動きが全国的に広まってきました。

Q なぜ水戸市議会では議会基本条例を制定するの？

A 水戸市議会では、令和5年6月に議会改革調査特別委員会を設置し、様々な改革に取り組み、議会活動の充実や機能強化を図ってきました。今後も引き続き議会改革に取り組むことで、議会及び議員活動の充実及び活性化を図り、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的に、本条例を制定することとしました。

Q 水戸市議会の議会基本条例は、現在どのように検討されているの？

A 現在、議会改革調査特別委員会において、各委員からの意見を取りまとめた条例案を基に、制定に向けた議論を進めています。11月には、地元の大学に通う現役の学生たちとの意見交換を予定しており、本市の未来を担う若者の思いも本条例に取り入れていきます。

具体的な内容は・・・

水戸市議会では、議会基本条例を検討する上で、以下のような内容を盛り込むことを検討しています。条例案の概要は、パブリックコメントの実施期間中、議会ホームページから御覧いただけます。

○総則

条例の目的、基本理念等について

○議会・議員の役割、活動原則

議会及び議員の役割、活動原則等について

○議会運営の原則

定例会の回数、質問、委員会運営、会派等について

○市民と議会の関係

市民参加機会の充実、広報・広聴の充実、情報の提供・公開について

○市長等と議会の関係

議決事件、市長等の監視、政策立案等について

○議会の災害対応

災害時の体制整備、議会及び議員の役割について

○議会の体制整備

議会の機能強化、政治倫理、学識経験者等の活用、研修及び調査研究等について

○議会事務局の機能強化

機能強化、議会図書室の充実等について

○議会改革の推進

達成状況の検証・公表、改革の推進等について